資料3

監理課からのお知らせ

綾部市建設部監理課

監理課からのお知らせ

- ①配置予定者名簿の記載における注意事項について
- ②無効の入札について
- ③建設工事等の入札参加資格審査申請の電子化について
- ④ 測量等に係る最低制限価格の基準の改正について

①配置予定者名簿の記載における注意事項について

公募型指名競争入札、条件付一般競争入札は、 入札参加申請書提出時、指名競争入札におい ては、入札時に技術者を配置予定者名簿に記 入し提出していただいています。

1配置予定者名簿の記載における注意事項について

以前から、記載人数の制限がないため、案件 に配置可能な方の名前を記載していただくよ うお願いしているところです。

①配置予定者名簿の記載における注意事項について

しかし、工事の業種について、資格を有していない技術者を記載しておられるケースが散見されます。

必ず、資格の有無を確認し、資格を有している技術者の方を記載してください。

②無効の入札について

開札時に工事費内訳書の金額と入札書に記載された金額が異なる事案が見受けられました。この場合、「綾部市工事等競争入札心得」にあるとおり、開札までに有効な内訳書を提示又は提出しない者として、入札書の金額が入札者の中で最低の価格であったとしても無効となります。

②無効の入札について

必ず、提出前に工事費内訳書と入札書の金額 を確認していただき、お間違いのないように してください。

③建設工事等の入札参加資格審査申請の電子化について

業務の効率化やペーパーレス化等を図るため、 令和7年度の入札参加資格審査申請から、建 設工事及び測量・建設コンサルタント等の申 請の電子化を検討しています。

申請方法を変更する場合は、改めてご案内します。

4測量等に係る最低制限価格の基準の改正について

適用: 令和6年6月1日以降に入札 公告又は入札通知を行う案件

4測量等に係る最低制限価格の基準の改正について

測量等業務に係る最低制限価格制度

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費 の額	測量調査費の額	諸経費の額に <u>10分の5.</u> <u>0</u> を乗じて得た額	_
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費 の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分</u> <u>の5.0</u> を乗じて得た額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費 の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10 分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6.0 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費 の額	間接調査費の額に 10分の9.0を乗 じて得た額	解析等調査業務費の額に 10分の8.0を乗じて得た 額	
補償関係コンサル タント業務	直接人件費 の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9.0を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分</u> <u>の5.0</u> を乗じて得た額

※最低制限価格は、契約ごとに10分の6.0から10分の8.1まで(測量業務にあっては10分の6.0から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては、契約ごとに3分の2から10分の8.5まで)の範囲内

監理課からのお知らせ

ご清聴ありがとうございました。